

電気工事士法施行規則の一部改正

エアコン設置工事における電気工事の範囲が明確になる

平成20年12月3日に電気工事士法施行規則(以下、「施行規則」と略す)第2条(軽微な作業)が経済産業省令第86号により改正されると同時に、原子力安全・保安院から電気工事業業者及びエアコンを販売する大規模家電販売事業者等に対して「エアコン設置工事における保安確保の徹底について」(平成20・11・26原院第1号 NISA-236a-08-7)という文書が出された。

今回の改正は、エアコンの設置工事に係る改正を主としたもので、改正に関連して出された上記通達において詳細に解説されている。この通達においては、電気工事業業者(登録電気工事業業者及び通知電気工事業業者)に対しては「エアコン設置工事に係る電気工事士の解釈適用」を踏まえて適切にエアコン設置工事の作業に従事することと、エアコンを販売する大規模家電販売事業者等に対しては、エアコン設置工事を委託する場合には電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下「電気工事業法」という。)に規定された電気工事業業者であることを確認すること及び前記と同じく「エアコン設置工事に係る電気工事士の解釈適用」を踏まえて工事を行うよう電気工事業業者に求めている。

1. 電気工事士法施行規則第2条の改正

施行規則第2条は、電気工事士の資格がなくてもできる電気工事の作業(軽微な作業)を規定しているが、次に示す下線部分が改正された。

電気工事士法施行規則第2条

(軽微な作業)

法第3条第1項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 電線相互を接続する作業(電気さくの電線を接続するものを除く。)

ロ がいしに電線(電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。

ハ、ニ及びチにおいて同じ。)を取り付け、又はこれを取り外す作業

- ハ 電線を直接造営材その他の物件(がいしを除く。)に取り付け又はこれを取り外す作業
- ニ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線(電気さく
の電線及びそれに接続する電線を除く。)を収める作業
- ホ 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業(露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。)
- ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の付属品とを接続する作業
- ト 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業
- チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業
- リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの付属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業
- ヌ 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業
- ル 接地線(電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。)を自家用電気工作物(自家用電気工作物のうち最大電力500 kW未満の需要設備において設置される電気機器であって電圧600 V以下で使用するものを除く。)に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極(電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。)とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
- ヲ 電圧600 Vを超えて使用する電気機器(電気さく用電源装置を除く。)に電線を接続する作業
- 二 第一種電気工事士が従事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業
- 2 法第3条第2項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる作業以外の作業
- イ 前項第一号イからヌまで及びヲに掲げる作業
- ロ 接地線を一般用電気工作物(電圧 600 V 以下で使用する電気機器を除く。)に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業
- 二 電気工事士が従事する前号イ及びロに掲げる作業を補助する作業

(1) 同条第1項第一号ロ、ハ、ホ、ト、チ、リ、ヌの改正

改正条文のように電線をがいしや造営材に取り付けるあるいは配線器具を造営材に取り付ける作業に「取り外す作業」も工事士の行う作業とされた。これは政令に「ヒューズを取り外す、又は取り付ける工事」という表現との整合性が図られたものである。設備を撤去する場合に電気が通じていないものを取り外す場合などはそもそも電気工事ではないと解釈され、工事士の資格は要しないとしている

(2) 同条第1項第一号トの改正

配線のためのボックスの工事において、金属製のボックスのみ工事士の資格が必要と限定され、樹脂製のものの工事は軽微な作業とされた。

(3) 同条第1項第一号チの改正

(2)と同じ趣旨の改正で、電線管等が造営物を貫通する場合の防護装置の工事は、金属製防護装置の取り付ける場合のみ工事士の資格が要ることになった。この改正により、エアコンの室内機と室外機を結ぶ配線工事は金属製の防護装置を使用しない場合は、工事士の資格がなくてもできることになった。

(4) 同条第1項第一号のチ及び第2項口の改正

600 V 以下で使用する電気機器の接地工事のうち、接地線を、機器に取り付ける作業又は接地極に接続する作業が、工事士の資格が無くてもできることになった。

2. エアコン設置工事に係る電気工事士法の解釈適用

1. で述べたように今回の施行規則第2条の改正は、エアコン工事における電気工事士法の適用をめぐり、電気工事の作業を明確にしたものである。

この改正にあたり、より明確にエアコン工事における電気工事の作業について、「エアコン設置工事における保安確保の徹底について」(平成20・11・26原院第1号 NISA-236a-08-7)という通達が出され、今回の改正の解説がなされると同時に電気工事業法における主任電気工事士の責務について記載されている。その要点を紹介する。

(1) 「軽微な作業」の管理

電気工事業法の規定により営業所ごとに置かれている主任電気工事士の責務(電気工事士でないものが軽微な作業以外の作業に従事していないかの監視等)のほか、営業所における定期研修や法令遵守に関する作業従事者への保安教育などを行い保安水準の向上を図ることが望まれている。

(2) エアコン設置工事に係る電気工事士法の解釈適用

エアコン設置工事として

- ① エアコン室外機の設置
- ② 室外機と室内機をつなぐ内外接続電線に関連する作業
- ③ 接地線に関連する作業
- ④ 冷媒配管の接続
- ⑤ ドレインホースの接続
- ⑥ 室内機の壁への固定

これらの工事うち、②と③が「電気工事」に該当することから、施行規則第2条の適用について具体的かつ詳細に解説されている。

(3) エアコン設置工事に付随して行われる可能性にある工事

エアコン設置工事のうち、軽微な工事とそうでない工事について(2)において詳細に解説されているが、付随して行なわれる工事のうち、次のものは、電気工事士が行うものとして明確にし、これらの工事を電気工事士以外の者が行わないよう作業者の自覚と主任電気工事士が管理することが要請されている。

- ① コンセントの増設、移設、取替(施行規則第2条第1項第一号ホ)
- ② 内外接続電線相互の接続(施行規則第2条第1項第一号イ)

財団法人 電気工事技術講習センター